

湯川村工事等公告第 1 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び湯川村財務規則（昭和 58 年規則第 1 号）第 112 条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

平成 19 年 8 月 27 日

湯川村長 大塚節雄

1	工事番号	第 1901 号
2	工事名	村営松川団地バルコニー手摺改修工事
3	工事場所	河沼郡湯川村大字湊字菅 207 - 1・207 - 2 村営松川団地
4	指定工種	建築一式工事
5	工事の概要	村営松川団地 14 棟、28 戸全棟手摺改修 木製手摺撤去 L=190m フェンス設置 L=188m
6	工期	契約締結の日から平成 19 年 11 月 30 日（金）まで
7	予定価格	公表いたしません
8	低入札価格調査制度	導入しておりません
9	最低制限価格制度	設定します。価格の公表はいたしません。
10	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、入札時において次の から に掲げる要件をすべて満たしている者とする。ただし、入札参加有資格者が入札時までに入札参加資格要件を満たさなくなつたときは、入札に参加できない。
		平成 19・20 年度湯川村工事等請負有資格事業者名簿に登録されていること。
	登録内容	本村に建築一式工事の工種登録がある者。
	所在地区分	県内業者であること。
	建設業の許可	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項による許可を受けていること。
	建設業許可区分	一般建設業又は特定建設業の許可を有していること。
	技術者の配置	この工事に対応する資格を有する技術者を主任技術者として施工現場に配置できること。
	資格総合点数	建築一式工事の資格総合点数が 750 点未満であること。 資格総合点数とは、建設業法に規定する経営事項審査結果の該当業種の総合評点をいう。
		湯川村工事指名競争入札参加者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
		村発注の工事の入札参加申込み日に市町村税の未納が確認された者については、当該契約締結日の翌日から起算して 1 月以上経過していること。
	工種別手持工事件数	村発注の建築一式工事の手持工事件数が 2 件以内であること。（予定価格 130 万円以下の工事を除く。）
	総手持工事件数	村発注の工事の総手持工事件数が 5 件以内であること。（予定価格 130 万円以下の工事を除く。）
	工事施工実績	同種工事の施工実績が有すること。
	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。	

入札参加の申込み		
1 1	提出書類	制限付一般競争入札参加申込書（村指定様式 村ホームページよりダウンロード可）同内容であれば自社作成可。 市町村税納税証明書
	提出方法	必ず発注担当課に持参提出すること。
	提出先	湯川村産業建設課 電話番号 0241 - 27 - 8850
	提出期限	平成 19 年 8 月 27 日（月）から平成 19 年 9 月 19 日（水）まで （土・日・祝日を除く毎日、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）
設計図書等の閲覧		
1 2	閲覧場所	湯川村産業建設課 貸し出しもしますので、産業建設課の指示に従ってください。
	閲覧期間	入札参加申込期間内とする。 （土・日・祝日を除く毎日、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）
設計図書等に対する質問		
1 3	質問方法	本工事に関する質問は、原則として指定の質問書により提出してください。（村指定様式 村ホームページよりダウンロード可）同内容であれば自社作成可。F A X 可ですが送信後は必ず電話連絡すること。
	質問書提出先	湯川村産業建設課 電話番号 0241 - 27 - 8850 F A X 0241 - 27 - 3761
	質問期限	平成 19 年 9 月 14 日（金） 午後 5 時 15 分までとする。
	質問に対する回答方法	質問書の回答は、後日すみやかに質問者に F A X で回答いたします。
1 4	入札参加資格の決定	平成 19 年 9 月 21 日（金）午後 5 時 15 分までに入札参加資格のない者へ電話連絡する。（電話連絡のない場合は、入札参加資格があるものとする。）
入札方法		
1 5	提出書類	入札書及び価格内訳書（村指定様式 村ホームページよりダウンロード可）同内容であれば自社作成可。 入札書及び価格内訳書は、封筒に同封し、封印（裏面に割印）すること。 また、入札書記載金額（税抜き）と価格内訳書の合計金額は一致すること。
	入札方法	直接入札
	その他	代理人入札の場合は、委任状を持参すること。
入札（開札）日時等		
1 6	入札（開札）日時	平成 19 年 9 月 26 日（水） 午前 10 時 00 分
	入札（開札）場所	湯川村役場 2 階 大会議室
1 7	入札回数	3 回までとする。
1 8	入札の無効	村の入札参加資格に必要な資格のない者のした入札 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に該当すると認められた者のした入札 その他、入札の条件又は村において特に指定した事項に違反した入札

19	入札保証金	免除
20	契約事項	契約については湯川村財務規則（昭和58年規則第1号）並びに湯川村工事請負契約約款に基づき契約締結する。
21	契約保証金	<p>契約を締結しようとする者は、湯川村財務規則第97条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、村長が确实と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。</p> <p>この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合</p> <p>この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合。</p>
22	その他	<p>入札参加者が1者以下（1者又は0者）の場合は入札を中止する。</p> <p>当該入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し又は延期する場合がある。</p> <p>「近接工事」のある者が落札した場合は、間接費の調整（工事請負額の減額変更）を行う。</p> <p>不明な点については、湯川村役場産業建設課建設係 担当 坂内 に問い合わせください。電話番号 0241 - 27 - 8850</p> <p style="text-align: center;">F A X 0241 - 27 - 3761</p>